

# 16. 中山間地域等直接支払交付金

【令和5年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

## <対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援**します。

## <事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止【令和6年度まで】

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

## 1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,800) 百万円

【対象地域】 中山間地域等  
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組 (集落戦略の作成)

【加算措置】

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め(協定)**を締結し、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

### 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500

田：急傾斜  
(傾斜：1/20)  
21,000円/10a

畑：急傾斜  
(傾斜：15度)  
11,500円/10a

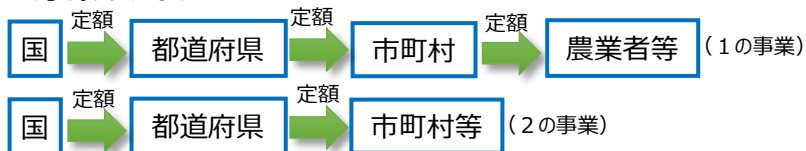
「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要)	10aあたり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b>	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 <small>〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕</small>	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) <small>〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕</small>	14,000円 (田・畑)
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b>	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
<b>集落協定広域化加算</b> 【上限額：200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
<b>集落機能強化加算</b> 【上限額：200万円/年】	
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
<b>生産性向上加算</b> 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

## 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

### <事業の流れ>



※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)